

子ども手当の支給がはじまります

平成22年4月1日から子ども手当の支給に関する法律が施行され、次代の社会を担う子ども一人の育ちを応援する観点から、中学校修了前までの子どもを対象に子ども手当が支給されることになりました。

なりました。
手続き対象者に該当する皆さんには、4月上旬に請求書の用紙を送付していますので、子ども手当の受付窓口へ提出してください。

なお、公務員の人は独立行政法

人など一部の例外を除いて職場での手続きとなります。

▽請求者

中学校修了前までの子どもを養育している人

※父母の場合、生計を維持する程度の高い人が請求者になります。

なお、請求者が単身赴任している場合、その市区町村へ請求して下さい。

▽手当額

子ども1人当たり
月額13,000円

▽支給方法

4ヵ月ごとに請求者名義の金融機関の口座に手当を振り込みます。

▽振込時期

- ・6月（4、5月分）
- ・10月（6、7、8、9月分）
- ・2月（10、11、12、1月分）

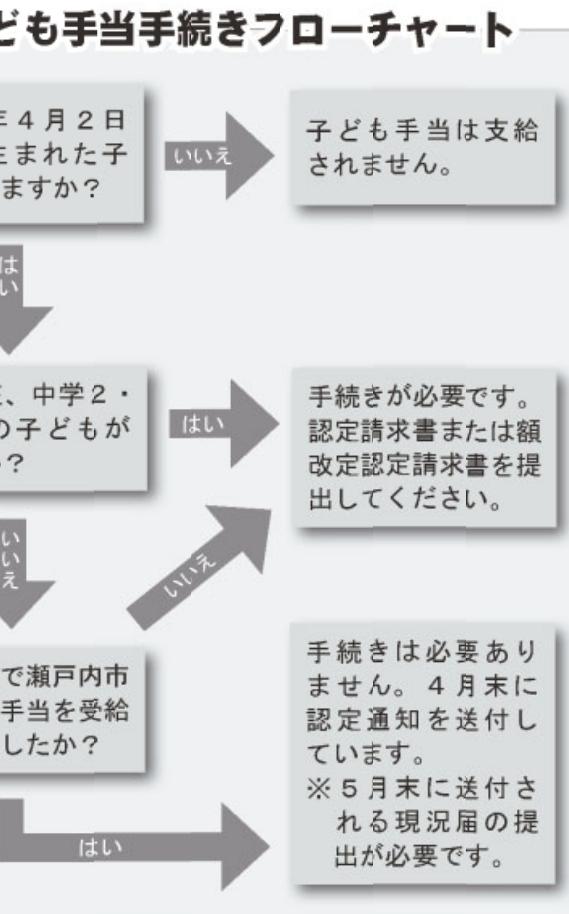
※ただし、平成22年6月は、平成22年2、3月分の児童手当も振り込まれます。

▽支給期間

手当の対象となる期間は、請求

▽手続きに必要なもの

所得制限 所得制限はありません。



現況届の提出が必要です！

6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受ける要件があるか確認を行います。

このため、現在、既に子ども手当の認定を受けている人は、6月中に「子ども手当現況届」の提出が必要です。

該当する人へは、5月末日に現況届の用紙を送付しますので、必要事項を記入の上、6月30日（水）までに必ず提出してください。

この現況届の提出がなければ、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

時間要する場合は、先に認定請求書を提出してください。手当は請求した月の翌月分からとなります。

▽提出期限

9月30日（木）

※郵送の場合は、当日消印有効となります。

9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に本年4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。9月30日以後も請求はできますが、請求を受け付けた月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。お早めの手続きをお願いします。

▽寄附について

子ども手当の全部または一部の

支給を受けずに、子ども・子育て支援の事業のために生かしてほしいという人は、居住している市区町村へ寄附を行うことができます。

関心のある人は、子育て支援課へお問い合わせください。

■問い合わせ・受付先

子育て支援課

☎ 0869-126-15947
牛窓支所
保健福祉部邑久分室

☎ 0869-122-11810
牛窓支所
保健福祉部邑久分室

☎ 0869-134-13431
裳掛出張所

☎ 0869-125-10004
※午前8時30分～午後5時15分
(平日のみ)

みんなで支え合って子育て行っています

病児・病後児保育を行っています

ほかにもある子育て支援サービス

■利用申込先

山陽ちびっこ療育園・牛窓
☎ 0869-34-6161

**ももっこカードを
ご存じですか**

本市では、病気の治療中や回復期にあり、学校などでの集団生活が困難で、保護者の勤務の都合などにより家庭で育児ができない児童（小学校3年生まで）を一時的に預かる病児・病後児保育事業を行っています。

利用する人は、事前に登録をし、利用したいときに申し込みを行います（登録と申し込みが同時でも可）。

▽実施施設（委託先）

山陽ちびっこ療育園・牛窓
(あいの光医院・牛窓内)

▽利用時間 午前9時～午後6時
(平日のみ)

※医師の診察が必要となります。

▽施設利用料 1日1人当たり
2,500円（昼食代込み）

※診察料が別途必要です。

※生活保護世帯、低所得世帯の人には減額制度があります。



上記のQRコードを携帯電話で読み取り、サイトへ接続してください。場所、サービス内容が確認できます。

■問い合わせ先

子育て支援課
☎ 0869-126-15946

ももっこカードは、協賛店を利用したときにカードを提示することで、さまざまな子育て支援サービスが受けられるもので、妊娠中の女性や小学校6年生までの児童を持つ家庭に対し交付されます。

▽カード交付窓口

子育て支援課、保健福祉部邑久分室、牛窓支所、裳掛出張所